

公募型プロポーザル評価委員会の事前評価について

特定案件に関する事前評価

- ・評価委員会は次の評価項目について、各所属が特定案件に係るプロポーザルの公募を行う前に事前評価を行う。
- ・評価委員会は、事前評価シート及び関係資料にもとづき、各評価項目について「適正」または「指摘事項あり（不適正）」の2択で評価する。

<評価項目>

ア) 当該事業の概要・目的

- ・各所属が記載した事業名、目的、事業内容、委託期間、委託料上限額等について確認し、次の「イ」を判断するための基礎資料とする。

イ) プロポーザルを採用する理由とその効果

- ・事業目的を達成するためにプロポーザルを採用することが必要かという視点に立ち、
 - ①高度又は専門的な知識及び技術若しくは企画力及び創造性を必要とする業務か
 - ②事業者の企画や発想、技術等に基づく業務の仕様とすることにより優れた成果を期待できるかについて評価する。
- ・具体的には、特に以下のような事業において、プロポーザルが有効と考えられるため、こうした点を踏まえ、事業の特性に鑑みて評価を行う。
 - ①高度な専門知識等が必要な事業
高度な専門知識やスキルが求められる事業では、価格だけでなく提案内容や事業者の能力を総合的に評価するプロポーザルが適している。
 - ②創造性や革新性が求められる事業
新しいアイデアや独自のアプローチが有効と考えられる事業では、既存の事業の枠組みにとらわれず、事業者の提案内容を重視するプロポーザルが効果的である。
 - ③複雑な課題解決が必要な事業
多様な要素が絡み合う複雑な課題に対しては、事業者の提案力や実施体制を評価するプロポーザルが適している。
 - ④地域の特性や特定のニーズに合わせた事業
地域の特性や特定のニーズに応じたきめ細かな対応が求められる事業では、地域等の実情を理解した事業者の提案を評価するプロポーザルが有効である。

- ・また、過去2年以上連続してプロポーザルを行っている案件の場合は、所管課が過去の事業実績をどう評価し、どのような改善等がなされた上で、次年度もプロポーザルを行うとしているかという観点でも評価を行う。

ウ) プロポーザル日程と手順

- ・新規に応募しようとする事業者が執行体制を確保できる募集時期か。
ゴールデンウィーク、夏期休暇（お盆）、年末年始等の募集は可能な限り避ける。
- ・公示から企画提案書の提出締切までに30日以上確保されているか。
- ・企画提案書の要求内容、ページ数等は過大あるいは過小ではないか。
企画提案書のページ数を指定する場合は、原則として10～30ページとする。
- ・プレゼンテーションを行うか。所要時間は適切に確保されているか。もし書面審査のみの場合は合理的な理由があるか。
プレゼンテーションは必要に応じて実施する。所要時間は1社あたり10分以上を確保する。書面審査のみの場合は、その合理的な理由を所管課は評価委員会に示す。
- ・企画提案の参考になるような資料、過去の事業実績等は公開されているか。
新規に参加を検討する事業者が参加しやすくなるよう、企画提案の参考になるような資料を原則公開する。公開できない場合は、所管課はその合理的な理由を評価委員会に示す。
- ・内容に共通性・連続性がある事業であって、過去2年以上続けて同一事業者等が請け負っているもの（ただし1000万円未満の事業を除く。）について、募集要項及び業務内容が客観的にわかりやすいものとなっているほか、事業者の募集時において過去の企画提案による成果等を適宜示すなど、公平性・透明性・競争性の確保の観点からの措置が講じられているか。こうした新規に応募する事業者に対する情報提供が強く求められる案件について、原則として、現地での説明会、動画コンテンツの配信等、更なる公平性等の確保に向けた工夫が図られているか（ただし前回のプロポーザルにおいて3者以上の事業者から企画提案があったものを除く。）。
- ・事業実施の経緯や目的を踏まえ、事業内容に適したKPI（目標達成に向けたプロセスの進捗状況を定量的に評価・分析するための指標）を設定しているか。また、KPIの設定にあたっては、「具体的」「計測可能」「達成可能」「関連性のある」「期限が明確」を心掛けているか。

エ) 事業者の応募資格と選定基準

- ・多くの事業者が参加可能な応募資格になっているか。
原則として、過去の同種の業務の受託実績等を応募要件とはしない（ただし、業務の特性によりやむを得ない場合は、所管課は応募可能業者が少数に限定されることがないように対策を講じた上で合理的な理由を説明する）。
- ・過去の同種の業務の受託実績等を評価項目とする場合は、過去受注業者が有利とならないような配慮（※）の上、選定基準等にその言葉の定義を明記しているか。

(※)過去受注業者が有利とならないような配慮について

- a)「過去の受託実績」や「類似業務の経験」については、例えば他の都道府県の受託実績に限らず国や市町村の受託実績を含むなど可能な限り広く定義する。また、「業務に求められる知識や経験」については具体的に「〇〇に関する知識」など新規の応募事業者がイメージしやすいよう工夫すること。
- b)「業務の理解度」や「前提知識」については、単に当該委託事業そのものの理解度に限定してしまうと、仮に過去受注業者しか知り得ない情報が存在した場合には不公平な競争となってしまう恐れがあることから、既に公表済みの県の計画や戦略などに対する理解度などとし、そのことを具体的に明記することや直近の事業実績を広く情報公開するなど工夫すること。
- ・事業の目的や求める成果に対して適切な配点になっているか。
- ・評価項目ごとの配点が偏っていないか。
例えば過去の実績に配点が極端に偏っている場合、過去受注業者に有利になり得る。
- ・価格点を確保しているか。一方で、極端な安値で提案する事業者があった場合も質の確保が可能な基準になっているか。（価格点は100点中10点相当を目安とする。）

オ) プロポーザル選定委員会の委員構成及びその選定理由

- ・委員を選定した理由は合理的か。
当該分野あるいは当該事業に関する具体的な知見、実務経験などを有しているか。
- ・複数の外部有識者を委員に含めているか。
当該有識者については、県の政策意図を理解し、対象事業に関し優れた識見を有するものであること。
- ・委員は前回審査と同一の者が含まれているか。含まれている場合、審査結果が偏るおそれはないか。
委員は原則として前回審査と同一の者は避けること（県職員、他の自治体及び関係団体の充て職も含む）。やむを得ず同一の者を含む場合は、所管課は審査結果が偏るおそれが無いことを説明すること。また公平かつ多角的な視点で評価できるよう、多様なバックグラウンドを持つ委員で構成されるよう努めること。

その他、プロポーザル制度に係る助言

-
- ・そのほか制度全般について、適宜助言を行う。
主な助言：選定委員の要件や、同一案件に資本関係又は人的関係を有する者の参加を制限